

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当行は、銀行業としての社会的責任と公共的使命のもと、当行グループの健全経営の維持や経営の透明性の確保などを通じて地域社会、お客さま、株主の皆さま、従業員等さまざまなステークホルダーの信頼を確立するとともに、地域社会の繁栄と経済の発展に貢献してまいります。このために、より強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築するとともに、役員・従業員全員の高い倫理観の維持や企業内容の積極的な開示に取り組むなど、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当行は、コードの各原則を全て実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-4】

＜株式の政策保有に関する方針＞

- (1) 当行および取引先等の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合において、当該取引先等の株式(以下、「政策保有株式」という)を保有いたします。
- (2) 政策保有株式につきましては、個別銘柄毎に、保有意義および経済合理性を定期的に検証いたします。また、政策保有株式の状況を定期的に取締役会に報告いたします。

＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞

- (1) 当行および当該投資先の中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を判断し、議決権を行使いたします。
- (2) 議決権行使にあたって、企業価値の向上を阻害するあるいは、株主としての利益を損なう可能性のある議案につきましては、当該投資先と対話を行い、慎重に賛否を判断いたします。

##### 【原則1-7】

- (1) 当行は、取締役の競争取引および当行と取締役との取引のうち重要なものにつきましては、あらかじめ取締役会の承認を得ることを、取締役会規程にて定めております。
- (2) 監査役および主要株主(当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主)との重要な取引または定型的ではない取引につきましては、前項に準じて取扱うものといたします。
- (3) 上記以外の関連当事者取引につきましては、所管部署が定期的に取引状況を調査し適切に把握しております。なお、関連当事者取引につきましては、会計基準に基づき適切に開示いたします。

##### 【原則3-1】

- (1) 当行は、経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。

詳細は当行ホームページにて公表しておりますのでご参照ください。

経営理念: <http://www.yamanashibank.co.jp/investor/about/policy/index.html>

中期経営計画: <http://www.yamanashibank.co.jp/investor/about/policy/plan.html>

- (2) 当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書の「基本的な考え方」に記載しております。当行は、この基本的な考え方に基づき、取締役会において適切な監督体制および業務執行体制を構築していくことを基本方針としております。

- (3) 報酬の決定方針および手続きにつきましては以下のとおりです。

- A. 取締役の報酬等につきましては、次に定める方針に基づき、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会において決定いたします。
- B. 監査役の報酬等につきましては、取締役の報酬等とは別体系とし、次に定める方針に基づき、株主総会で決議された額の範囲内で監査役の協議において決定いたします。

＜決定方針＞

・取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、「役員報酬(確定金額報酬)」、「役員賞与金」および「ストックオプション報酬」で構成し、社外取締役に對する報酬等は、「役員報酬(確定金額報酬)」および「役員賞与金」で構成いたします。

・監査役の報酬等は、「役員報酬(確定金額報酬)」および「役員賞与金」で構成いたします。

・報酬等は、支給対象者の役位・経験や当該事業年度の業績等を、総合的に勘案し決定いたします。

- (4) 経営陣幹部(役付取締役以上)の選任と取締役・監査役候補の指名方針および手続きにつきましては以下のとおりです。

- A. 取締役候補者(社外取締役を除く)の指名

取締役候補者につきましては、以下に定める指名方針に基づいた人物を代表取締役が推薦し、取締役会において決定しております。なお、経営陣幹部(役付取締役以上)は、能力・資質・実績をもって、適切な業務執行を遂行できる人物を選任いたします。

＜指名方針＞

・当行グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識・経験を有する者。

・銀行業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理および事業運営を公正・的確に遂行し得る者。

- B. 社外取締役候補者の指名

社外取締役候補者につきましては、以下に定める指名方針に基づいた人物を代表取締役が推薦し、取締役会において決定いたします。

＜指名方針＞

・当行の経営理念を理解し、当行グループの果たすべき社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。

・社外取締役として、企業経営・経済・法務・会計・税務・監査等の分野における知識や経験を生かして、当行の取締役および経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

- C. 監査役候補者(社外監査役を除く)の指名

監査役候補者につきましては、以下に定める指名方針に基づいた人物を代表取締役が推薦し、監査役会にて同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

<指名方針>

- ・当行グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識・経験を有する者。
- ・業務執行者からの独立性が確保でき、公正不偏の態度を保持し、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することができると期待される者。

D. 社外監査役候補者の指名

社外監査役候補者につきましては、以下に定める指名方針に基づいた人物を代表取締役が推薦し、監査役会にて同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

<指名方針>

- ・当行の経営理念を理解し、当行グループの果たすべき社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
- ・社外監査役として、企業経営・財務会計・法律等の分野における高い見識や豊富な経験を活かして、独立の立場から経営全般に関し、客観的かつ公正な監査意見を表明し得る者。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の理由については、以下のとおりです。

なお、平成28年6月24日開催の第113期定時株主総会においていずれの候補者についても選任されました。

<取締役候補者>

・浅井 仁広(新任)

同氏は、当行の経営企画部門に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、執行役員として当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、新任の取締役候補者いたしました。

・長田 幸夫(新任)

同氏は、当行の営業推進部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、執行役員として当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、新任の取締役候補者いたしました。

<監査役候補者>

・斉藤 正輝(再任)

同氏は、当行の支店経営、事務部門に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、取締役として当行の経営に係る重要な決定と業務執行に対する監督等を担ってきた経験を生かし、監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、監査役候補者いたしました。

・小俣 晃(新任)

同氏は、当行の人事部門、支店経営、営業推進部門、監査部門に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、執行役員として当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営全般の監視と有効な助言等の役割が十分に果たされることを期待し、新任の監査役候補者いたしました。

・高野 孫左門(再任)

同氏は、企業経営者として豊富な経験、幅広い知識を有するほか、社外監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外監査役候補者いたしました。

・古屋 俊仁(再任)

同氏は、企業経営者、弁護士、公認会計士、税理士として豊富な経験、幅広い知識を有するほか、社外監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外監査役候補者いたしました。

・堀内 光一郎(再任)

同氏は、企業経営者として豊富な経験、幅広い知識を有するほか、社外監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外監査役候補者いたしました。

【補充原則4-1-1】

(1) 取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令および定款に定める取締役会が決定すべき事項のほか、当行の重要な業務執行の決定等を通じて、当行のために意思決定を行います。

(2) 前項の重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定につきましては、常務会等の下位の会議体および当該業務の担当役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および役員等の職務執行の状況を監督いたします。

【原則4-9】

当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」につきましては、本報告書の「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持いたします。

【補充原則4-11-2】

当行は、取締役・監査役および取締役・監査役候補者の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告・参考書類および附属明細書に記載、開示しております。

なお、本報告書の提出日現在、取締役および監査役の他の上場会社役員の兼職状況は以下のとおりです。

- ・芦澤 敏久 富士急行株式会社監査役(社外監査役)
- ・増川 道夫 DCMホールディングス株式会社取締役(社外取締役)
- ・堀内 光一郎 富士急行株式会社代表取締役、株式会社丸井グループ取締役(社外取締役)

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性については、取締役の自己評価等をベースに分析・評価を行い、課題の共有化を図っております。

平成28年5月に取締役会メンバーを対象に、取締役会全体の実効性に関するアンケートを実施いたしました。

結果の概要は以下のとおりです。

- ・取締役会の役割・責務は認識され、取締役会全体の実効性は十分確保されている。
- ・引き続き、より実効性の高い取締役会を目指し、検討を重ねていきたい。

【補充原則4-14-2】

当行は、取締役および監査役が期待される役割・責務を適切に果たせるよう、外部機関による研修等への参加など、個々の取締役および監査役に応じたトレーニングの機会の提供およびその費用の支援を、就任の際および就任後においても継続的に行っております。

【原則5-1】

(1) 株主との建設的な対話につきましては、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとして重視し、さまざまな機会を持つ

ように努め、合理的な範囲で、前向きに対応いたします。

(2)株主との対話を補助するため、IRの担当部署である経営企画部は、関係各部と連携を図ります。

また、経営企画部担当役員を中心とする経営陣は、株主との建設的な対話を実現するよう目配りや助言を行います。

(3)面談にあたりましては、株主の希望と面談の主な関心事項を踏まえたうえで、経営陣幹部を中心に臨みます。

(4)個別面談以外の対話の手段として、頭取による機関投資家向け説明会を年2回東京で実施しております。また、個人投資家向け説明会も、山梨県内と西東京地区において年8回程度実施しております。

(5)対話において把握した株主からのご意見等につきましては、経営陣に都度報告いたします。

(6)株主との対話に際しましては、インサイダー取引の未然防止を図るための行内規定に則り、インサイダー情報を厳格に管理いたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,680,000	6.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,169,206	3.52
明治安田生命保険相互会社	6,047,187	3.45
山梨中央銀行職員持株会	5,680,018	3.24
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,421,000	1.95
東京海上日動火災保険株式会社	3,000,726	1.71
富国生命保険相互会社	3,000,000	1.71
学校法人帝京大学	2,977,000	1.70
富士急行株式会社	2,657,681	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,502,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

### 補足説明

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成24年8月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年8月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,169	3.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,759	0.95
三菱UFJ投信株式会社	390	0.21
計	9,318	5.04

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増川 道夫	他の会社の出身者								○			
加野 理代	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増川 道夫	○	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	長年にわたり金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。
加野 理代	○	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験等を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役に選任しております。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----



		また、当行の顧問弁護士として顧問契約を締結し、報酬を支払っております。	
堀内 光一郎		同氏とは通常の預金取引があります。同氏が代表取締役を務める富士急行株式会社等とは通常の預金取引や貸出取引がありますが、当行の預金及び貸出金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 また、当行の代表取締役会長が富士急行株式会社の社外監査役に就任しております。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

#### <社外役員の独立性に関する判断基準>

当行の社外取締役または社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)が次の各項目の要件全てに該当しない場合、当該社外役員は当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者。
  - (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者。
  - (3) 当行から役員報酬以外に、多額(※1)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)。
  - (4) 当行の主要株主(※2)またはその業務執行者。
  - (5) 最近(※3)において上記(1)から(4)に該当していた者。
  - (6) 次のA. からD. に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)。
- A. 上記(1)から(5)に該当する者。  
B. 当行のグループ会社の業務執行者。  
C. 当行のグループ会社の業務執行者でない取締役。  
D. 最近においてB.、C. または当行の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役に該当していた者。

※1. 「多額」: 過去3年平均で、年間100万円を超える金額をいう。

※2. 「主要株主」: 当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

※3. 「最近」: 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう。

※4. 「重要」: 業務執行者については役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所に所属する者については公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有するものをいう。

※5. 「近親者」: 二親等以内の親族をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対して、当行株価と取締役(社外取締役を除く)の報酬の連動性を強め、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識を高めることを目的として、平成23年6月29日開催の定時株主総会決議により導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

### 該当項目に関する補足説明

社外取締役及び監査役に対しては、その役割を踏まえ、付与対象者としておりません。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度の役員報酬の総額は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)

基本報酬 193百万円 賞与 35百万円 ストックオプション報酬 35百万円 総額 264百万円

監査役(社外監査役を除く)

基本報酬 39百万円 賞与 7百万円 総額 46百万円  
社外役員  
基本報酬 20百万円 賞与 3百万円 総額 23百万円  
※使用人兼務役員の使用人としての報酬等  
基本報酬 73百万円 賞与 12百万円 総額 85百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等は、「役員報酬」、「役員賞与金」及び「ストックオプション報酬」で構成されております。監査役及び社外取締役に対する報酬等は、「役員報酬」及び「役員賞与金」で構成されております。「役員報酬」は、別途定める「役員報酬内規」に基づき決定した金額としております。具体的には、株主総会で決議された取締役及び監査役の報酬年額(取締役300百万円以内、監査役70百万円以内)の範囲内において、支給対象者の役位、経験等を総合的に勘案し、取締役に對しては取締役会の決議により、監査役に対しては監査役の協議により、各々の役員の報酬額を決定しております。「役員賞与金」は、別途定める「役員賞与金内規」に基づき決定した金額としております。具体的には、株主総会で決議された報酬年額の範囲内において、当該事業年度の業績等を総合的に勘案し、取締役に對しては取締役会の決議により、監査役に対しては監査役の協議により、各々の役員の賞与金額を決定しております。「ストックオプション報酬」は、別途定める「株式報酬型ストックオプション内規」に基づき決定した金額としております。具体的には、株主総会で決議された新株予約権の割当年額(70百万円以内)の範囲内において、取締役会の決議により各取締役(社外取締役を除く)に対して権利の割当を行っております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会において、常勤監査役から社外監査役へ、重要な会議等の状況及び常勤監査役の監査実施状況を月次で報告しております。また、社外監査役を含む監査役の職務の実効性を高めるため監査役室を設置するとともに専任の監査役スタッフを2名置き、監査役の職務の補助にあたらせております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〈現状の体制の概要〉

○業務執行における意思決定等について

当行の業務執行における主要な会議体は、取締役会、常務会および常勤役員会等です。

取締役会は、月1回開催し、法令等で定められた事項の他、重要な方針の策定・諸規定の制定・組織の設置等について決議を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会での意思決定を補完する役割として常務会および常勤役員会を設置しております。常務会は週1回開催し、全般的な経営管理・業務執行に関わる重要事項について審議および決議を、また常勤役員会は月1回開催し、経営に関わる諸問題について意見交換・情報共有を行っております。

○各種委員会の活用について

また、取締役頭取の命によって、ALM委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、各種委員会を組成し、取締役頭取の諮問事項および本部横断的に検討すべき課題等について研究・審議を行い、主要な会議体の運営を補完しております。

○監査について

当行は監査役設置会社として、独立性の高い社外監査役3名と、当行の業務に精通した常勤監査役2名によって監査役会を構成しております。監査役5名は、必要に応じて上記の主要な会議体に出席し、意見具申を行っており、当行の意思決定に対して監視・検証を行っております。(監査役の機能強化に関する取組状況は、【監査役関係】、【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載しております。)

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、各取締役の業務執行状況を監督しており、その中で、業務執行を行う経営陣から独立性を有している社外取締役は公正かつ客観的な視点に立ち、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。一方、社外監査役は、経営全般の監視と有効な助言を行っております。また、監査役会は、内部監査部門および会計監査人と相互に連携を図っており、ガバナンス体制が有効に機能する体制を敷いております。

## /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月24日開催の第113期定時株主総会の招集通知を、平成28年6月2日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月24日開催の第113期定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月24日開催の第113期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年6月24日開催の第113期定時株主総会より、招集通知の英文を当行ホームページ、東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	平成28年6月24日開催の第113期定時株主総会の招集通知および招集通知の英文を、発送前(平成28年5月30日)に当行ホームページ、東京証券取引所、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。また、株主総会終了後、決議通知および決議通知の英文、ならびに臨時報告書を当行ホームページに掲載し、株主総会議案の議決結果を公表しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	<p>証券会社のお客さまを対象に経営戦略、財務状況、業績推移などを説明いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年8月19日開催。執行役員広報CSR室長が説明。出席者38名。</li> <li>平成27年8月25日開催。常務取締役経営企画部長が説明。出席者49名。</li> <li>平成27年8月27日開催。常務取締役経営企画部長が説明。出席者20名。</li> <li>平成27年9月4日開催。常務取締役経営企画部長が説明。出席者44名。</li> <li>平成27年9月8日開催。執行役員広報CSR室長が説明。出席者41名。</li> <li>平成27年9月9日開催。執行役員広報CSR室長が説明。出席者23名。</li> <li>平成27年9月15日開催。執行役員広報CSR室長が説明。出席者44名。</li> <li>平成27年9月16日開催。執行役員広報CSR室長が説明。出席者32名。</li> </ol> <p>当行のお客さま向けの講演会にて、頭取が経営戦略、財務状況、業績推移などを説明いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年6月8日開催。出席者約550名。</li> <li>平成27年6月9日開催。出席者約250名。</li> <li>平成28年6月13日開催。出席者約650名。</li> <li>平成28年6月21日開催。出席者約400名。</li> </ol>	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>頭取が経営戦略、財務状況、業績推移などを説明いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成26年7月18日開催。出席者80名。</li> <li>平成26年12月3日開催。出席者100名。</li> <li>平成27年6月3日開催。出席者105名。</li> <li>平成27年7月17日開催。出席者94名。</li> <li>平成27年12月2日開催。出席者100名。</li> <li>平成28年6月1日開催。出席者111名。</li> </ol>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>URL <a href="http://www.yamanashibank.co.jp/investor/library/index.html">http://www.yamanashibank.co.jp/investor/library/index.html</a> 掲載IR資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決算短信・四半期決算短信</li> <li>決算情報以外の適時開示資料</li> <li>有価証券報告書・四半期報告書</li> <li>ディスクロージャー誌(日本語・英語)</li> <li>会社説明会資料など。</li> </ol> <p>フェアディスクロージャー・タイムリーディスクロージャーの観点から、ネットIRを実施しております。会社説明会(アナリスト、機関投資家向け)における頭取の説明状況を音声配信するとともに、会社説明会資料を掲載しております。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報CSR室	



### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、「地域密着と健全経営」を経営理念とし、また、「CSRの基本方針」において、各ステークホルダー（地域社会、お客さま、株主の皆さま、従業員等）の要請に応え、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	あらゆる戦略・施策のベースとして「CSR活動への取組み強化」を掲げ、富士山の清掃活動や里地里山保全・再生事業等の環境保全活動、また、金融教育やスポーツ振興等各種活動に取り組んでおります。 これらの取組みにつきましては、ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行の経営姿勢や活動の方針・内容等について、ディスクロージャー誌、ホームページ、決算関係資料等を活用し、幅広く開示していく方針であります。
その他	取締役15名のうち女性1名（社外取締役）を選任しております。 <女性の活躍への取組みについて> 当行では、女性の活躍できる職場づくりに向けて、女性の管理職・監督職への積極登用や、融資・渉外担当への配置を進めています。 また、育児休業者のスムーズな職場復帰をサポートする制度や、出産・育児等により退職した女性の再雇用制度を設ける等により、環境整備を行っています。 平成28年4月には、計画期間5年間にて、「現在9.7%である女性管理・監督職層の割合を15%以上にする」という目標を掲げました。 引き続き、子を持つ女性が働きやすい両立支援策等職場環境作りを進めるとともに、職務範囲の拡大、積極登用、早期戦力化に取り組んでまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 【基本的な考え方】

内部統制システムは、健全経営の維持および経営の透明性確保を通じて地域社会へ貢献するという当行の経営戦略実現のために、行内における組織的な取り組みを促し、各種施策を確実に遂行していく上で、不可欠な仕組みであると考えております。

したがって、当行は戦略遂行の実効性を高めるという観点から、内部統制システムの構築とそのさらなる充実に向け、不断の努力をもって取り組んでいく方針であります。

#### 【整備状況】

1. 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)当行は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、全ての取締役および職員の行動規範として制定したコンプライアンス規定に則り、職務を執行しております。あわせて、具体的な手引きとしてコンプライアンス・マニュアルを、また実践計画として研修プログラムを含むコンプライアンス・プログラムを年度当初に作成し、半期ごとに各々取組状況を把握し、態勢の強化に努めております。さらに内部通報制度を有効に活用し、組織の自浄機能の向上に努めております。

(2)コンプライアンス委員会は、当行のコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた施策を審議するとともに施策の実施状況を把握し、評価等を行っております。

コンプライアンスに係る統括部署は、コンプライアンス委員会事務局を務め、当行のコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた施策を統括・管理するとともに、同部署は、特に経営に重大な影響を与える事案等について取締役会へ報告を行っております。

(3)各部署に配置されたコンプライアンス責任者は、各所属部署のコンプライアンスへの取り組みの統括・管理を行うとともに、法令等違反行為または違反の疑いがある行為を発見した場合は、当該業務に係る所管部に報告しております。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)当行は、取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規定に則って保存することを義務付けております。

(2)株主総会議事録および取締役会議事録については、10年間の保存を義務付け、閲覧可能な状態を維持しております。

(3)また、各取締役が関わるその他の重要な会議議事録および各種稟議書・回議書等についても、文書管理規定の定めるところに則り保存しております。

(4)当行は、顧客情報安全管理要領等に則り、コンピュータシステムに保管されているものを含め、情報の漏洩・滅失・毀損防止に努めております。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当行は、統合的リスク管理規定に基づき、リスク・カテゴリ毎にリスク管理部署を定め、各種リスク管理規定に則った適正なリスク管理に努めております。

(2)リスク管理委員会は、経営に係る諸リスクを的確に把握し、適切に管理することを目的に、リスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理の状況を把握し、評価等を行っております。

リスク管理に係る統括部署は、リスク管理委員会事務局を務め、各部署の業務に関するリスク管理への取り組みについて統括・管理するとともに、全てのリスクの把握に努めております。

また、同部署は統合的リスク管理状況について、定期的に取締役会および各種会議体へ報告を行っております。さらに、「リスク管理状況報告書」を半期ごとに取りまとめ、リスク管理委員会および取締役会へ報告を行っております。

(3)危機が表面化した場合、緊急事態対応基本規定および業務継続計画等に則り、円滑な業務の遂行および事業の継続性確保に努めております。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当行は、取締役と執行役員を置き、両者に業務執行を委嘱しております。

(2)当行は、各種会議の効率的な運営を通して、取締役による迅速かつ合理的な意思決定に資するため、主要会議体の目的および付議基準を明確に定めております。

(3)業務執行を委嘱された取締役および執行役員は、所管する各種業務に必要な規定を制定し、それらに則り業務を適正に執行しております。

(4)取締役は、委嘱された各業務執行部門に中期経営計画、総合予算計画および教育研修計画等を策定させるとともに、それらの達成に向けてマネジメントにあつております。

(5)業務執行の適正を確保するためのひとつとして、内部監査部門は代表取締役の命を受け、取締役会が定める内部監査規定等に則り、内部管理体制の有効性を検証しております。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当行は、グループ会社の運営管理の担当部署を置き、グループ会社運営管理規定に基づき、グループ会社の状況に応じた必要な管理を行っております。なお、同規定の中で、重大な危機が発生した場合の報告等についても規定しております。

(2)グループ会社は、当行の取締役が社外役員として出席する毎月開催のグループ会社取締役会において、リスク管理の状況および業務の執行状況等を報告しております。併せて、同状況を常勤監査役に報告しております。

(3)当行は、グループ会社に対し、当行制定のコンプライアンス規定、コンプライアンス・マニュアルの遵守および年度当初策定のコンプライアンス・プログラムに則り、その実践を求めています。

(4)当行内部監査部門は、グループ各社との業務監査委託契約に基づき監査を実施し、業務の適正化に努めております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)当行は、財務報告に係る内部統制基本規定を定め、その中で、当行およびグループ各社の財務報告に係る内部統制の基本方針を掲げております。

(2)内部統制委員会は、内部統制の基本方針に基づき、内部統制統括部署、企画部署、実施部署、評価部署の対応状況を統括・管理しております。

7. 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の配置およびその使用人の取締役からの独立性等に関する事項

(1)当行は、監査役の職務の実効性を高めるため、監査役室を設置するとともに専任の監査役スタッフを置き、監査役の職務の補助にあたらせております。

(2)また、その使用人は、当行の就業規則に従うが、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令権は監査役(会)に属するものとし、異動、処遇(考課を含む)、懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議のうえ実施しております。

8. 当行の監査役への報告に関する体制

(1)当行およびグループ各社の役職員は、法令等の違反行為等、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、速やかに当行の監査役に報告します。

(2)前記にかかわらず、監査役は必要と認めた事項について、当行およびグループ各社の役職員に対して報告を求めることができます。

(3)グループ会社統括部署および内部監査部門等は、グループ会社に問題が発生したときには速やかに監査役に報告します。

(4)当行およびグループ各社の役職員が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行およびグループ各社の役職員に周知徹底しております。

9. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。

10. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部門・コンプライアンス部門・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性確保に努めております。

(2)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固たる態度で関係を遮断し排除します。

反社会的勢力への対応を統括する部署を定めるなど組織として対応する体制を整備するとともに、反社会的勢力対応規定に則り、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨みます。

### 【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

(1) 当行では、反社会的勢力への対応を統括する部署を経営管理部と定めるとともに、本部、営業店、グループ会社に不当要求防止責任者を配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

(2) 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等、外部の専門機関等と連携し、有事において適切な相談・支援が受けられる態勢を整備しております。

(3) 統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(4) 反社会的勢力との関係遮断を企業倫理の一つとして定め、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、具体的な対応要領をマニュアル等に定め、行内およびグループ会社へ周知・徹底しております。また、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを一層強化するため、各種契約書や取引規定に暴力団排除条項を導入しております。

(5) 反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、定期的に職場内で研修を実施しております。

## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

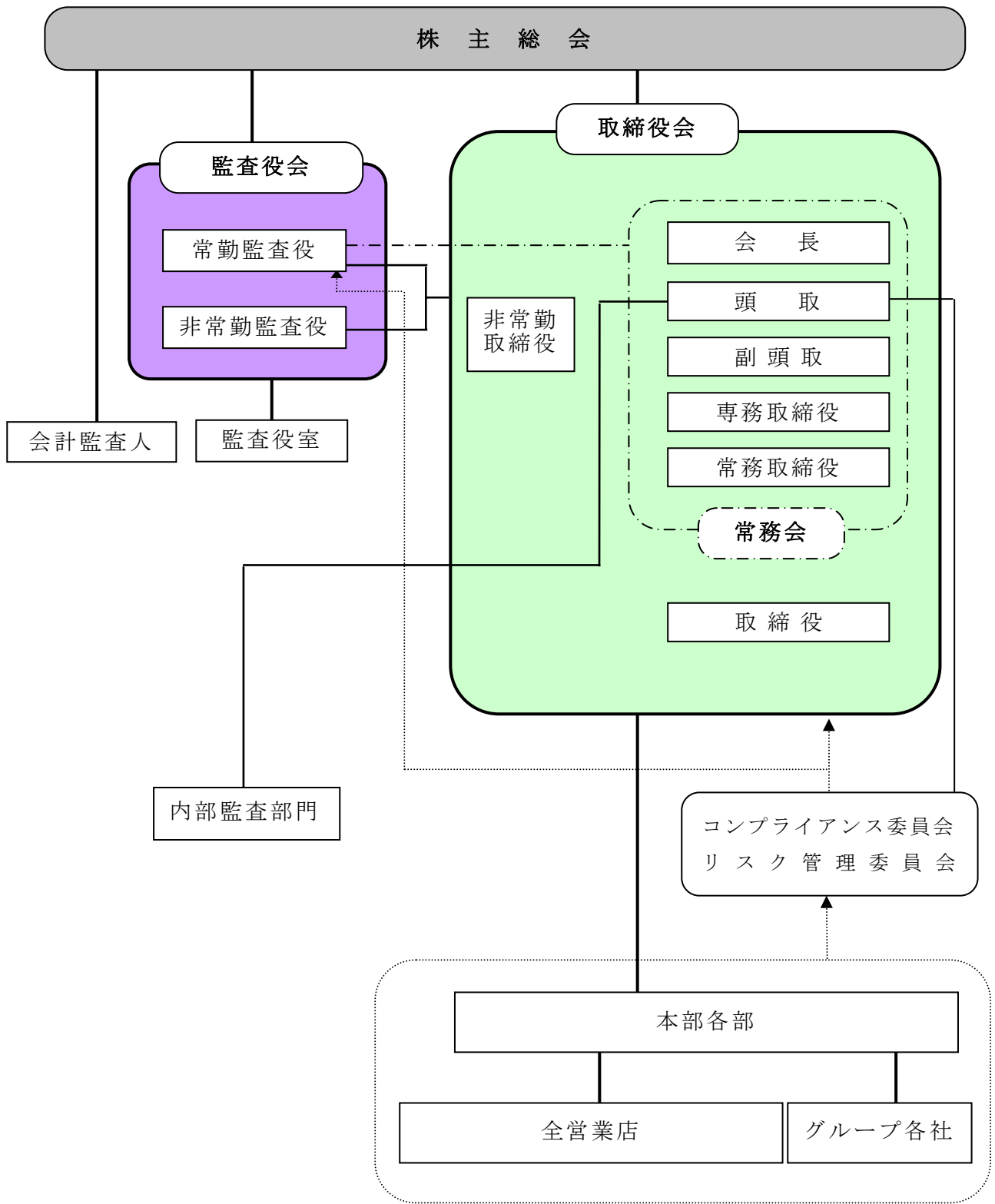
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当行の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の報告
  - ・会社情報の所管部署及び連結子会社では、情報発生都度の、情報集約部署である経営企画部に報告する。
2. 情報開示の検討及び代表取締役への報告
  - ・経営企画部では会社情報の開示要否を検討し、情報取扱責任者へ報告・協議するとともに、結果を代表取締役へ報告する。
3. 情報の開示
  - ・開示すべき会社情報で、発生事実等に関する情報は速やかに東京証券取引所及び当行ホームページにて開示し、取締役会へ報告する。
  - ・決定事実及び決算等に関する情報は、取締役会にて承認後情報開示を行う。
4. 監査役及び監査部による監査
  - ・上記1から3の業務運営状況について、監査役監査及び監査部による内部監査を定期的実施している。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

